

ページ	誤	正
P.41 原産性を証明する書類の比較表 協定税率の適用を受ける場合/ EPA（経済連携協定）の適用を受ける 場合 ③特例申告貨物	協定税率の適用を受ける場合 ③特例申告貨物 EPA（経済連携協定）の適用を受ける場合 ③特例申告貨物	協定税率の適用を受ける場合 ③特例申告貨物(ただし、「税関長が輸入の許可の判断のためその提出が必要と認めた場合」には提出を要する。) EPA（経済連携協定）の適用を受ける場合 ③特例申告貨物(ただし、「税関長が輸入の許可の判断のためその提出が必要と認めた場合」には提出を要する。)
P.80 [重要]輸出入申告書の法定記載内容の 比較表 輸入申告書（関税法施行令59条1項） ①の2行目	① ～及び氏名は名称	① ～及び氏名又は名称
P.158 ウ) 上から2行目	ウ) 育成者権侵害物品については、農林水産大臣に、また、 不正競争防止法違反物品については、経済産業大臣に、税関長は、 必要に応じ認定のための参考となるべき意見を求めることができる。	ウ) 育成者権侵害物品については、農林水産大臣に、また、 不正競争防止法違反物品については、経済産業大臣に、税関長は、 必要に応じ認定のための参考となるべき意見を求めることができる。 なお、不正競争防止法違反物品のうち、「営業秘密不正使用行為」 を組成する物品については、権利者、輸出者は、税関長に対し、経済産業大臣に意見を聴くことを求めることができる（関税法69条の7第1項）。
P.168 エ) 下から1行目	エ) また、営業秘密侵害品の場合のみは、輸入者・権利者も、 税関長に対し、経済産業大臣の意見を聴くように求めることができる。	エ) また、営業秘密侵害品の場合のみは、輸入者・権利者も、 税関長に対し、経済産業大臣の意見を聴くように求めることができる （関税法69条の17第1項）。
P.203 下から1行目	オ ⑥貨物を譲り渡した者	オ ⑤貨物を譲り受けた者
P.220 イ) 上から1行目	イ) 特定委託輸出申告書の記載事項（関税法施行令58条、59条の5第2項）	イ) 特定委託輸出申告書の記載事項（関税法施行令58条、59条の7第2項）
P.260 〈要件〉b.	b.税関長は関税の保全のために必要がと認めるときは	b.税関長は関税の保全のために必要があると認めるときは
P.274 延滞税の計算	延滞日数 2/12～2/29 18日 3/1～3/30 30日 計48日 1,890,000円×2.4%×48日／365日=5,965円 →5,900円	延滞日数 2/12～2/28 17日 3/1～3/30 30日 計47日 1,890,000円×2.4%×47日／365日=5,840円 →5,800円

P.302 下から13行目	イ.関税は脱の場合の時効の不進行 時効の完成の猶予とは、一定の事由により一定期間時効が完成しないことである（関税法14条の2第2項で準用する国税通則法73条、また、関税法14条の2第3項で準用する民法）。	イ.関税は脱の場合の時効の不進行 時効の不進行とは、最初からもしくはすでに進行している時効期間を一定期間進行させないものである。
P.312 上から2行目	加算税は、納税申告方式をとる関税に課されるものであり、・・・	加算税は、申告納税方式をとる関税に課されるものであり、・・・
P.325 罪名④	～（偽りその他不正に行為により関税を免れたり、…）	～（偽りその他不正の行為により関税を免れたり、…）
P.379 評価申告書 上から1行目	輸入取引（売買取引）にとらない場合や・・・	輸入取引（売買取引）によらない場合や・・・
P.435 ②賦課申請と調査 ア.2行目	ア.～ <u>利害関係</u> を有する者は、政府に対し証拠を提出し、～	ア.～利害関係を有する者は、政府（提出先は財務大臣）に対し証拠を提出し、～（相殺関税に関する政令4条）
P.438 ②賦課申請と調査 ア.2行目	ア.～ <u>利害関係</u> を有する者は、政府に対し証拠を提出し、～	ア.～利害関係を有する者は、政府（提出先は財務大臣）に対し証拠を提出し、～（不当廉売関税に関する政令7条）
P.458 上から2行目	～開発途上国を援助する制度がある。	～開発途上国を援助する制度である。
P.461 (4)特惠関税の緊急停止措置の要件 (エスケープ・クローズ方式) ウ)	ウ) 当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるとき。	ウ) 当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるとき。 特別特惠関税についても上記規定が準用されている。
P.569 〈帳簿・書類の保存期間〉 上から3行目	さらに、その取扱いに係る通関業務（関連業務）に関する次の書類を～	さらに、 <u>書類については</u> ～